

平成25年12月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年12月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年12月10日 午前9時2分宣告（第5日）

応 召 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番 松本 正人
10 番 永田 耕朗 11 番 西村 清勇 12 番 今橋 壽子
13 番 徳弘 初男 14 番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出 席 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番 松本 正人
10 番 永田 耕朗 11 番 西村 清勇 12 番 今橋 壽子
13 番 徳弘 初男 14 番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長		産 業 建 設 課 長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健 康 福 祉 課 長	岡崎 省治
会 計 管 理 者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国 土 調 査 課 長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	氏原 謙
収 納 管 理 課 長	橋掛 直馬	病 院 事 務 局 長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年12月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成25年12月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告
産業厚生常任委員会

議長（藤原祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、松浦議員より、少し遅れるとの申し出がありました。日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を行います。1番、下川芳樹君の発言を許します。

1番（下川芳樹君）

おはようございます。1番議員の下川芳樹でございます。議長のお許しを得て、通告に従い3点ほど質問をいたします。

質問の前に、一言申し述べさせていただきます。このたびの選挙で、佐川に住む人たちが元気で明るく安心して暮らせる町にしたいとの思いから、初当選をさせていただきました。

新しい町長のもと、新しい考え方で、職員の皆様や住民の皆様とともに、元気で明るいまちづくりを進めていける町議会の一員としてしっかり頑張っていきたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、今回の質問は、佐川町を元気で明るくするための第一歩ですので、誠意ある回答をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1点目の質問に入らせていただきます。

まず初めに、地域を守るための拠点づくりについて。現在、日本は、世界の中でも類を見ない少子高齢社会を迎えつつあります。佐川町は、そんな日本の中でも、国平均の20年先を進んでおります。人口の減少や少子高齢化、地場産業の衰退による地域経済の低迷など、我が町を取り巻く環境は、全国の中山間地域と同様に、大変厳しい状況にあります。

これらの要因が、町の予算の規模縮小や職員定数の削減などにあらわれ、これまでと同じ役場の力を維持することが大変難しい状況となってきております。一方地域では、時代の変化や生活スタイルの多様化等も相まって、地域の住民同士や家族による支え合いの力が弱くなり、生まれてから亡くなるまでの全ての階層において、役場など公的機関に支援を求める人たちが増えてきている現状でございます。

増え続ける扶助費や地域支援への住民要望、これらへの対応を迫られる力の弱った行政。お互いの相反する状況が、佐川に住む全て

の人たちの将来に大きな不安の影を投げかけてきております。

これらの現状を解決するために、町の予算や職員数を増加して行政力を高める方法もございますが、現在の国や地方の経済状況から見て、実現が難しく、負担をかけずに取り組める方法を行政と町民の皆様で、ともに知恵を出し合って考えていくしかございません。

でも、今から知恵を、と困って悩む必要もございません。この答えは、既に、第4次佐川町総合計画において出ております。住民と行政の皆さんが、お互いにまちづくりの役割を分担し、それぞれの持つ力を強化しつつ、協働による取り組みを話し合いの中から進めて行く方法です。

しかし、大きな課題が2つございます。1つ目は、意識の改革でございます。これを実現するためには、住民の皆さんの意識の改革が重要であり、それ以上に町の職員の皆さんの意識も大きく変えていく必要がございます。誰が、私に何をしてくれるかではなく、私が、私の住む佐川のために何ができるのか、という意識を持って、行政や地域の皆さんが、それぞれの役割の中で、ともに成長していくことが大切であると考えます。

2つ目には、拠点の整備でございます。行政は、住民の皆さんの業務の一部を担っていただくわけですから、そこにすき間ができ、余力をいかすことが可能となりますが、住民の皆さんには、行政のような組織や予算、施設が全て整っているわけではないので、役割を担っていくための力を養う拠点が必要となります。この拠点を、地域ごとに整備することで、そこに世代を超えた住民の皆さんが集う場所ができ、地域の課題を話し合い、また共有し、これを解決するための活動を行政との協働により進めていくことができると考えます。

初めに第4次佐川町総合計画が策定されて以降、住民の皆さんとの協働を図りながら、第2次地域福祉計画と地域福祉活動計画や産業振興計画を実行してきたそれぞれの担当課長に、地域の拠点について、どのようにお考え、どのように取り組んでこられたのかを、お尋ね申し上げます。

まず、健康福祉課長、それから続いて産業建設課長の順でお願いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えいたします。健

康福祉課といたしましては、先ほど、議員もおっしゃいましたとおりに第2次地域福祉計画、地域活動計画、いうものを平成24年の末に住民の皆さん、それから社協の皆さんと一緒に作り上げて、平成25年度、今年度からその実施をスタートしております。

その中で、いろいろ住民の方々、地域を回りながら座談会も開き、それからいろいろ出し合いをしました。その中でも、やはり地域の支え合いが弱まっている。それから行政の力も弱まっているというふうな御指摘があり、高齢化、過疎化が進む中で、そういった課題も、なかなか解決しづらくなっているというふうな話が出ておりました。

その中で、やはり計画をつくり上げる中では、地域の拠点というものが必要であるという認識のもとで、この第2次地域福祉計画、地域福祉活動計画の中にも、旧5町村単位、佐川、斗賀野、黒岩、尾川、加茂、この地区1地区に少なくとも1つは、あったかふれあいセンターであったり、もしくは集落活動センター、こういったものの地域の拠点をしっかりとつくって、住民の活動と行政、社協の活動をつないでいくということが必要であるということで、その計画に明記をしております。

そして行政といたしましても、そういった活動、住民の活動を積極的に後押ししていくということを重ねて明記をしております。そういったことで、今後も健康福祉課として取り組んで行きたいと思っております。以上、よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。1番、下川議員の御質問にお答えいたします。産業建設課といたしまして、国の事業を活用いたしまして、黒岩地区に、以前、多目的集会所というものを設置しまして、現在は、農協のほうに指定管理をしてございます。こちらでは、集落の拠点とまではいかずとも、地域の集会あるいは自治会活動等で活用されておるところでございます。

一方、また少子高齢化、佐川町、大いに進んでおるわけですが、その中でも、とりわけ、高齢化率40%を越える尾川地区でございます。こちらは、昭和の合併以降、振興山村、いわゆる山村地域として指定されておる町内における辺地地区でございます。こちらのほうでは、議員御案内のとおり、もう20年ぐらいいまになりますか、この山村振興事業を生かしまして、尾川地区活性化推進

協議会というもので、ふれあいの里、あるいは小規模の基盤関係、実施したところでございます。

また、この施設できまして、10年余り前には、尾川活性化協議会として地域活動が盛んに取り込まれてございます。この尾川地区におきまして、去る9月に、県内10カ所目になります集落活動センター「たいこ岩」が発足しまして、現在、この以前のシルク棟の改修を行っておるところでございますが、こちらでは、この長年の活性化協議会の活動の成果、今後の方向というものが議論されまして、当施設におきまして、地域住民の交流の施設、というものだけでなく、高齢者等への移動販売をする女性グループ、これ「やまぼうし」といいますが、この組織によります伝統の味、料理の調理施設、また伝統芸能の尾川踊りの保存・伝承と、こういった地域の実態に則して地域を盛り上げていく、みずからが尾川地区の活性化をしていくというような取り組み、伝統を後継へ残すというような取り組みがされておるところでございます。

こういった尾川地区の取り組みを、産業建設課としまして、他地区へ派生し、それぞれの伝統あるいは文化、あるいは将来への後継者の育成、そういったものに取り組む必要があるというふうに思っております。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。健康福祉課のほうでは、地域福祉計画、地域福祉活動計画をもとに、地域にあったかふれあいセンター、集落活動センターなりを、必ず設けていくような指針をもって事業を進めているというふうに御報告をいただきました。

また、産業建設課のほうでは、黒岩の施設、また尾川での取り組み。この尾川での取り組みを、他の地域へも波及していく、そして地域を守っていく、そのような御回答をいただいております。

それではここで、新たに町政を進めていかれる町長にお尋ねを申し上げます。これからのまちづくりを進めていく上で、地域の拠点について、どのようなお考えがあるのか、お答えをいただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、御質問に答える前に、2つのことを下川議員がおっしゃいました。

まず1つ目、意識改革が大切であるというお話でしたが、私も同じように考えております。役場の職員、どのようにすれば、意識改革ができるのかなあ、既に考えております。これは、私が会社経営をしていく中でも、社員の意識改革、すごく大切に考えて取り組んできました。

私の経験からいいますと、なかなか人というものは、意識を変えてくれ、改革してくれ、そう言っても変えられるものではないということが、私の浅い経験の中からもよくわかりました。人は行動を変えていく中で、地道な小さな行動を積み重ねていく中で、意識が少しずつ変わってくるのではないかなあというふうに考えております。

そういう意味で、今、役場におきましては、人として基本である挨拶の励行、これに地道な取り組みを続けていきたい。その中で、住民の皆さんとの協働の意識が、少しずつ芽生えてくる、仕事の取り組み姿勢が少しずつ変わっていく、意識が変わっていく、そういうふうになっていくのではないかなあ、そう思って今、取り組みをさせていただいてます。

2つ目の御質問のありました拠点の整備につきましては、私は、これからの地域のつながりをつくっていく、その中で、地域のそれぞれの課題を解決をしていく、そういうことを所信の中でも、まちづくりの中でも考えております。

ですから、佐川町の5つの地域におきまして、それぞれが、それぞれの地域で集える拠点となる施設が必要だというふうに考えております。

今、5つの地域に、どのような拠点となる施設があるのか、公民館初め、住民センター初め、今、私のほうで、町有資産、町有資産じゃないもの、含めて今、そういう拠点となる施設に関して、総ざらいをしております。それを含めて、各地域にバランスのとれた拠点の整備を進めていきたい、長い目で取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。拠点については、これから先、町を、まちづくりを進めていく上で、やはり住民の皆さんの中心的な施設として、そこでいろいろな人と人との交流が生まれ、地域の課題が共有でき、また、人が育ち、一緒になってそのまちづくりを進めて

いく、そういうふうな大変大切な部分であると考えております。ぜひ、十分に精査をされて、なるべく早い時期に、そのような拠点を、各5つの地域に全て、つくり上げていただけますようお願いをいたします。

それでは、続きまして2つ目の質問に入らせていただきます。

地域の課題を解決するための支援施策について、お伺いをしたいと思います。

先ほど、拠点についてたくさんの方の御意見をいただきました。拠点ができて、地域の住民の皆さんを活動に導いていく事業というものは、非常に大切でございます。地域福祉や産業振興などで、町が取り組んでいる地域のための事業について、お尋ねを申し上げます。

地域づくりで大切なことは、地域に住む住民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活ができる環境を維持していくことが重要であると考えます。先の質問でも申し上げましたが、公的な支援だけでは、十分に地域を支えることが困難なことから、地域の課題を共有して協力しながら解決していく住民組織の育成が重要でございます。住民力を大いに発揮できる環境をつくり出すための支援事業は、地域で活躍したいと願っている住民の皆さんにとって、必要不可欠であると思います。

そこで、現在取り組んでいる支援施策の事業の具体的な内容及び実施年度について、各担当課長にお尋ねを申し上げます。よろしくお願いたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。先ほど、尾川地区での集落活動センターの取り組みを御答弁させていただいたところでございますが、これに続けとばかり、黒岩地区と永野地区から昨年度要望がございまして、現在、黒岩地区、永野地区、それぞれで住民が主体で地区の活性化計画というものの策定に取り組んでおります。

全戸配付によるアンケート調査や数回のワークショップを実施しまして、地域の課題や、これからの地域づくりの活動といったものを計画して、本年度末にその成果が得られるものでございます。これの取り組み、方向を見極めまして、それぞれの方向に進んでいくわけでございますが、例えば、集落活動センターの実施とかいうことになる場合にあれば、集落活動センターのほうへの移行とか、

あるいはまた、営農面とか、地域活動とか、それぞれの方向性が、この結果によって得られるものと思うております。

これらを機会としまして、地域の活動がさらに活発になる必要があると思います。また、職員の意識改革、町長も触れられましたが、これを振り返ってみますと、議員、先ほどおっしゃいましたとおり、町のほうの総合計画、第4次総合計画には、住民と行政との協働によるまちづくりということが示されてございます。この中でも、6つの重要施策が、大綱が定められて協働によるまちづくりをしていくということでございます。

それで、私どもに関係のある地域おこしの分野だけでも、10を超える組織がこの間に誕生してございます。また、それぞれの目的がございませぬNPO法人も3団体誕生しておる事実がございませぬ。これはまあすばらしい成果であり、住民の力そのものであろうと思っております。

ここで、意識改革の観点から反省してみれば、この協働の主体である一方の私ども役場のほうが、果たして、この協働の実行が十二分にできたかといえ、これは果たしてそうであったか、全部とは言いきれませんが、十分ではなかったというふうに、私自身も認識しております。

第4次総合計画には、住民の底力と役場の底力と、これを大きく発揮しなさいとなっておりますが、住民のほうでは、こういった活動ができ積極的になり、また新たな地域活動へ大いに支援していくところでございますが、一方の私どもも、この行政のほうで、協働の本質、まあ私思いますが、協働とは、目的意識を共有し、共通の目標に向かって夢と希望を持って一緒に考え、役割分担を明確にしてともに行動していくこと、このことであろうと思っておりますが、これから、こういったことを大いに反省し、協働である経済的にも厳しい少子高齢化が進んでいく、以前のような投資活動、あるいは人員の拡大とかいうのが厳しい中では、やはり、これを実行していくことにつぎるんではないかと思っております。

これを実行していけば、相乗効果として喜びに満ちた活気あふれるすばらしいまちづくり、佐川町ができるのではないかと思っております。そういう意味合いも込めて、今、尾川地区の集落活動センター、さらにこれに追随するような各地区の活動を一緒に取り組んでいきたいというふうに思うております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

健康福祉課の取り組みについて、お答えいたします。先ほど議員がおっしゃられた、あったかふれあいセンターですけれども、そのソフト的など言いますか、取り組みとしまして、本年 11 月から社会福祉協議会に委託をいたしまして、事業名は、安心生活基盤構築事業という事業を実施しております。

これにつきましては、社会福祉協議会の中に、専門の職員を配置をいたしまして、事業の内容といたしましては、孤立防止のための地域の実態把握と支援、それから社会とのつながりを持ち、地域への参加を促進するための居場所づくり、それから日常生活を円滑に営むための見守りや、ちょっとした困りごと等の基本的な生活支援、こういったものを実施する事業でございます。

具体的には、地域福祉計画、これに基づいてこれから進めていきますあったかふれあいセンター、それから集落活動センター、そういったものの地域間の連携、そういった機能強化、支援、そういったものを行いながら、住民参加型サービスの実施、そういったもの、それから自主防災組織との連携を含めまして、社会的弱者の方の支援マップ、そういったものも作成をしていくという形になっております。

11 月から委託をしておりますが、本格的には、26 年度から動いていくような形で、今、社協のほうで、各関係団体との関係づくりのほうを行っております。事業期間といたしましては、これは国庫補助事業であります、最長 5 年間の事業が認められておることによって、平成 25 年度から平成 29 年度まで最長実施可能の事業となっております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。あったかふれあいセンター事業についてはですね、今現在取り組んでおられるということですが、これについて、事業は、大体何年ぐらいまで事業計画があって、どういうふうな状況が、今後見込まれるのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

あったかふれあいセンターにつきましては、今、県の補助事業ということで、県の 2 分の 1、町の 2 分の 1 の事業で実施をしております。県の地域福祉の計画に基づいて、実施をしておるというふう

に承知をしておりますので、明確なその事業年度の区切りというものは、ちょっと把握をしておりますが、複数年度、今年度で終わりというふうなことは聞いてございません。

それと、あったかふれあいセンターにつきましても、健康福祉課の取り組みとしては、今、あったかふれあいセンター「ひまわり」というところで、尾川の中央保育園で委託をお願いしてやっていただいておりますが、来年度、早期の設置に向けて、斗賀野のほうでも協議を進めております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

産業建設課長にお伺いをいたします。先ほど説明がございました集落活動センター等への取り組み、これに関する補助事業について、具体的には、年度が定められているのかどうなのか、それから予算規模等について、どういうメニューがあるのか、もし、わかれば、お答えをいただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。この事業は、3年間の県からの補助がございます。基本的には、施設、これは町有資産でございますが、これの改造といったことでございます。現在、尾川のほうでは、以前、補助事業で入れましたシルク棟のほうを改修しまして、集落活動センター「たいこ岩」とするようにしております。

こういった、従前建てられた施設で、その目的が一応達成されたもの、あるいは方向が転換されるもの、そういった施設についての改修を主体としたものでございます。

これと、またさらに、そのソフト活動としまして、集落活動の支援をしてくれるような内容となっております。これは、地域おこしだけでなく、福祉活動とかさまざまな分野がございまして、それぞれの地域の取り組みに応じて臨機に対応できるようなものになってございます。あくまでも地域の実態、今後の方向性とかいうものを定めて、その方向に沿った形でソフト事業、ハード事業が展開されますので、5地区あるいは6地区の実態に合うた内容になってくるというふうに思います。

こういった事業があれば、議員おっしゃられたとおり地元での拠点にもなりますし、柔軟なる対応あるいはまた役場との協働とかいったことに大いに生かせる事業ではなかろうかと思っております、この事業の推進に取り組んでおるところでございます。

ちょっと具体的な金額面とかそういったものは、ここでは手持ちがないですので、まことに申しわけございませんが、答弁、以上とさせていただきます。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。あったかふれあいセンター事業については、具体的に年度が明確でないというふうなことでありますが、25年度以降、また複数年、そういう事業として延長が見込まれるというふうな御回答だと思います。

また、集落活動センター並びにそのソフト事業については、3年間の工期の中で、改修であったりとか、地域の組織に対するソフトの支援があるというふうな御回答をいただきました。

国、県につきましては、さまざまな事業をもって地方自治体の支援をされているわけなんですけど、この事業につきましても、期間が定められていたり、なかなかその事業の内容が、それぞれの自治体の地域に適応した事業の内容になってないなど、問題も多々あると思います。

今後、佐川町の住民の皆さんと町と一緒に、佐川町をほんとにすばらしい町にしていくために、活動をともにしていくというふうな過程の中で、やはり住民組織の皆さんには、地域活動がしっかりできる支援が継続されることが大変重要であるというふうに考えます。

町長にお尋ねをいたします。将来的な支援施策のビジョンがあれば、ぜひ、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えします。将来的な継続的な支援というお話でしたけども、現時点では、はっきりとお示しできる計画はございません。私は、これからの地域の活性化は、地域の課題を、行政並びに住民の皆さんが自分の問題として捉えて、自分だったら、その解決に対してどういう行動をとるのか、おのれのこととして、自分ごととして捉えるっていうことがすごく大切だと思ってます。

その上で、行政がやらなければいけないこと、住民の方々に、自発的にやっていただくこと、住民の方にやっていただくことなんだけど、どうしても資金的な部分、マンパワー的な部分で、行政の支援が必要だということがあれば、それに関しては、住民の皆さんからしっかりとお話を聞いた上で、手を打っていきたい。その中で、

スピーディに答えを出していかなきゃいけないものに関しては、きちっと、早め早めの対応を、行政としてはしていきたい。

全体の流れとしては、そのように私は考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。今後、何もしなければ、全国の中山間地域と同様に、我が町佐川町でも集落消滅の危機を迎えることになります。このような状況がさらに進むことのないよう、次の 10 年、20 年、私たちの暮らす佐川のまちづくりを、どのように次世代につないでいくべきか、中長期的な展望を持って真剣に論議をしていかなければなりません。

町長は、12 月議会の所信表明で人と人のつながりが感じられる町をつくりたい。そのための第 5 次町総合計画を住民参加により、平成 26 年度から 2 年間で策定するとおっしゃっておられます。町長が目指すまちづくりには、必ず拠点に役立ちます。地域への支援施策が地域の住民組織を育てます。地域の福祉や産業振興をともに支えるチーム佐川が、拠点や支援施策で大きく育ちます。ぜひ、それぞれの地域に拠点を確立し、住民組織が地域を守る活動に安心して取り組みますよう、御支援をよろしく願いをいたします。

それでは、3 番目の質問に移らせていただきます。

高齢者への収納処理における配慮について、御質問をいたします。

佐川町の、本年 11 月末現在における高齢化率は、34.3%。町民 1 万 3,775 人中、高齢者の方が 4,721 名を占めるまでに右肩上がりです。上昇しているところでございます。このような中で、独居の高齢者や高齢者の皆さんのみの世帯も増え続け、町内には、700 人から 800 人程度おられると伺っております。

また、85 歳以上の 4 人に 1 人は、認知症の疑いがあるとの調査報告もあり、町内では、250 名余りの方が、数字上の対象者となります。今回の質問の趣旨は、知らず知らずに認知症を発症していても、家族や親族から離れて暮らしていることにより、認知症と気づかず生活をされている高齢者の皆さんについて、収納への配慮がされているのかどうかについて、でございます。

納付書が送られてきても、翌日には、払ったかどうか忘れてしまう。送られてきたことすら忘れてしまう。次に督促状が送られる。これも同じく忘れてしまう。最後には、役場からの職員の訪問があったり、役場への呼び出しを受けるケースもございます。親元を離れて

いた家族が、その現状を見聞きして、大あわてで支払いを済ませたという話も伺っております。

それぞれの担当課での取り組み状況について、お聞かせいただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり、高齢化社会が進む中で、認知症患者に対する対応というものが、行政課題の1つというふうに私どもも認識をしております。収納への配慮や対策につきましては、現在、健康福祉課としては、特段、具体的な取り組みが行えていない状況でございます。

ただ、その中にはありますが、日ごろ、保健師でありますとか介護保険を使われている方であれば、担当のケアマネージャーさん、それから地域の民生委員さんなど、認知症の方々に接する機会の多いものを中心といたしまして、日ごろからこういった配慮を心がけて可能な範囲で、それぞれの情報共有を図りながら滞納が起こらないように、またそういったときが起こったときの連携も、こういうふうに考えております。

なかなか具体的な取り組みとしては難しいわけですが、あわせて、健康福祉課といたしましては、今行っております認知症のサポーター講座、こういったものを活用いたしまして、役場だけでなく、全町民の方々に、認知症に対する考え方の普及、こういったものも取り込みながら、健康福祉課として対策を講じていきたいと考えております。以上です。

収納管理課長（橋掛直馬君）

下川議員の御質問にお答えします。独居高齢者、特に、認知症の方の収納処理における対応については、法的な措置、すなわち成年後見人が、その管理を行うことが第一義的に考えられますが、その認定を受けるためには、裁判所の決定が必要です。このような手続きを経なくても、もっと簡易な支援を目的とした事業、すなわち日常生活自立支援事業があり、判断能力が衰えたり、認知症の初期段階の高齢者等がこの支援事業を利用いただいて、税、その他使用料の支払いを滞りなく行うことができます。

日常生活自立支援事業の活用ということで、対象者としまして、判断能力が不十分な方、認知症、高齢者、知的障害者の方、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するた

めに、情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方、このような方に対して、援助を差し上げるサービスです。

福祉サービスの利用・援助、苦情解決制度の利用・援助、住宅家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等行政手続きに関する援助等、上記に伴う援助の内容には、次に挙げるものを基準としています。

預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き等、利用者の日常生活の管理、日常的な金銭管理です。定期的な訪問による生活の変化の察知。このような事業の援助を広義的に捉えて、税及び使用料の支払いについても、管理等を行うことができると思います。

また、これ以外でも、各関係各課は、認知症等の高齢者の状況を、担当ケアマネージャーなどの協力を得て情報を共有し、特に、対象者については、認知症の認定までには至っていない認知症の一步手前の初期症状を呈してきているような方に対しても、特段の注意と配慮を行い、滞納が発生しないような対応を講じていきたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。関係各課の収納にかかわる職員の皆さんの御苦勞は、大変であると十分に認識をしております。しかし、先ほど申しましたように、誰の目にも触れずに、例えば、一人で暮らしている高齢者の方、また夫婦で暮らしている方、先ほど来お話がございました。介護保険事業を活用されている皆さんについては、ケアマネージャーがつき、またヘルパーさんがつき、そういう方たちが、迅速にその高齢者の皆さんの変化について気づきがある。また、認知症によって、介護保険の適用を受けられている皆さんもいらっしゃる。しかしながら、御本人すら気づかずに、回りの方にも気づかれずに、どんどん、どんどん、その認知症が進んでいらっしゃる、そういう方もいらっしゃいます。

先ほど、健康福祉課長のほうから、認知症サポーター養成講座のお話がございました。以前、行政の職員の皆さんを対象にしたサポーターの養成講座も開催をいたしました。先ほど御説明を申し上げましたように、認知症の疑いのある皆さんが、やはり佐川町内に 250 名以上いらっしゃるというふうな状況の中で、窓口に来られたり、

また、さまざまな行政の業務の中で、そういう皆さんと対峙するケースが多々あるかと思えます。ぜひ、認知症の症状について、特性について、しっかり勉強していただいて、今後、このような認知症の症状で苦しむ皆さんに寄り添った、やさしい行政でありますようお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思えます。

最後に、町長に申し上げます。町政推進のため、頑張ってお仕事をされておられるところであろうかと思えます。しかし、しっかりした実行をしていくためには、女房役も必要ではないかと感じております。早期に副町長人事のほうを確立され、行政組織内の安定化を図るとともに、町民の皆さんのために、町長自身が100%能力を発揮されますよう強く要望さしていただきまして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

引き続き、12番、今橋寿子君の発言を許します。

12番（今橋寿子君）

おはようございます。12番議員、今橋でございます。質問の前に、一言述べさせていただきます。若者が町離れ、政治離れをしている今日、堀見氏が中央で学ばれ培ってきた多彩な経験を踏まえて、ふるさと佐川町に貢献したいという熱い思いで、若さを武器に町長に立候補され、その情熱と行動力が若い者と女性たちにも希望を持たせ、大きな動きとなり、5,311票の町民の支持を受けられました。堀見町長を選ばれた住民は、住民の意見を聞くという力強い言葉に信頼感を置き、町長についていこうという声も大きく聞こえてまいります。

特に、まちづくり事業に取り組まれた見識の豊かさは、他の市町村からも注目され、佐川町のこれからの取り組みに、関心と期待をするとの声もたくさん聞こえてまいります。

町長の所信表明は、議会の初日にお伺いいたしましたので、町長の目指すところも少し理解ができました。これからの新しいまちづくりは、執行部と議会とが力を合わせて取り組みたいと、改めて強く思いました。

それでは、通告どおり4点ほど質問をさせていただきます。

まず、1問目で霧生関問題でございます。通告には、前町長は、任期中に住民に説明できるように全力を尽くされるとの答弁をい

ただいておりますが、堀見町長には、どのような形で引き継がれたのでしょうか。

昨日、中村議員より質問もございまして重複をいたしますが、通告をいたしておりましたので、改めて確認のために質問をさせていただきます。

この問題は、前町長の長年培ってきた専門分野だけに、任期中に解決ができなかったことは、とても残念でなりません。最後の最後まで全力を尽くされるよう9月議会でも要望いたしてまいりました。堀見町長には、どのような形で引き継がれたのでしょうか、お答えをよろしく願います。

町長（堀見和道君）

今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。中村議員からも同様な御質問がありました。答えが重複しますことを、まずもって、御容赦いただきたいと思えます。

榎並谷前町長から、引継書と、あと図面を持ちまして、霧生関公園事業に関しては、引き継ぎを受けました。その中で、できれば継続して計画どおりこの事業を進めてほしいという御説明もありました。その後、関係各課から話をよく聞きまして、隣接地の火薬庫の問題、隣地境界線の問題、国との協議、あと、県の開発許可、いただいている関係で、県とも協議をしていかないといけません。しっかりと法的なことも確認をしながら、この事業に関しましては、来年3月の定例会で、しっかりと町としての方針をお示ししたいというふうに考えております。以上です。

12番（今橋寿子君）

昨日に続いて、丁寧な御答弁ありがとうございます。これは、やはりいろんな形で継続的なものでありますけれど、経過もあろうかと思えますが、やはり住民が、余り必要としないものを、後々のマイナスの課題要因として残さないように、そのために、中止することも1つの決断ではないかとも思えますので、その点も関与しながら取り組んでいただけることを要望いたして、この質問は終わらせていただきます。

次に、2問目でございますが、牧野公園のリニューアルについて質問をさせていただきます。

9月議会で、牧野公園のリニューアル状況をお伺いいたしましたところ、緊急雇用創出事業や観光振興推進にかかる補助金を利用し

て、公園の整備、旧浜口家の住宅、牧野富太郎ふるさと館の整備等に取り組んでいくとの答弁であり、報道では、10カ年計画を町が策定するとありましたが、執行機関としては、まだそこまで決定していないということでありました。今の状況と、今後の取り組みは、どのようにされるお考えですか。

まず、長期にわたる継続的な取り組みが必要となるので、人材確保や人材育成などは、どのように取り組まれているのですか。専門的な知識、技術を持ち、植栽のコーディネーター役を置くべきではないかと考えています。この点については、どう取り組まれているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

12番、今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。牧野公園のリニューアルでございますが、御質問議員十二分にこのソフト活動にかかわっていただいておりますことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

以前の説明等の繰り返しになるかもしれませんが、ちょっと確認をさせていただきます。牧野公園整備におきましては、平成23年度に、佐川文教歴史の町並み重点地区まちづくり計画というものを策定してございます。その計画の中に、牧野公園の整備方針としまして、牧野博士ゆかりの植物を中心に植栽していくというような方針が示されてございます。

この中で、先般の9月議会でも今橋議員御質問もされ、また一方、今まで牧野博士ゆかりの植物を地域住民の協力で苗を育成あるいは植栽を進めておる、そういった方々からも、この整備方針だけでは、中が具体的に見えないんじゃないかと。また、新聞にも10カ年計画と、構想とかいうものも出てきたと。

そこで、これを指導していただいております植物の専門の方です。牧野植物園の専門員あるいは民間コンサルの方、これはボランティアで参加していただいておりますが、こういった方々とも話を繰り返し、また、かかわる人々との意見を聞きながら、この整備方針のみでは具体がないから、具体の計画、どのように進めていくのか、10年程度の進行計画を一緒になってつくって行って、それを示し、それで行動していこうということになり、このお二人もかかわっていただき、現在、計画を策定中でございます。

これは、先の牧野公園リニューアル検討委員会でも報告さしてい

ただいたところでございますが、この事業の遂行に当たりましては、公園の植物の資源評価の詳細、こういったものをつかみ、さらに現在かかわっていただいております地域の住民の皆様方の御意見等もヒアリングなどを行い、年明けには実施したいと思っております。

目指す計画としましては、やはり牧野博士にちなんだ自然植物公園と言われるよう公園全体の整備計画、年度別整備計画、公園の活用計画、地域住民のかかわった将来に向けた維持管理計画、さらには、次世代育成について、現在もかかわっていただいておりますが、学校との連携、こういったことなどを深め、子供たちがかかわる取り組み案をまとめていきたいというふうに考えております。

そして、中間報告としまして、来年の1月末をめどに、牧野公園リニューアル検討委員会に諮る予定でございますが、2月末をめどに、計画の完成を取り組んでいくということで、今、鋭意取り組んでおるところでございます。

12 番（今橋寿子君）

先だって、リニューアル会の会合も開かれたということでもありますので、少しずつ進化しているのではないかとは思われますが、私の聞くところでは、やはりこれは、長期的な取り組みをしていかなければならない中で、やはり、いつも核となる人が中にいなければならぬのではないかと考えられます。

私の知ってる限りでは、コーディネーター役として適任でいらっしゃる方が、先だって、この方は県外の方ですが、牧野先生の崇拜者で、植物が好きで、牧野植物園で5年間勤務され、またそれが済んで東京の植物公園ですずっと勤められた方ですが、佐川町の自然や環境も気に入られ、牧野先生の生地で仕事をされたいとお話もありましたが、佐川町では、仕事も住居も構えることができなくて、雇用することができなかったとお話も聞いております。

その中で、今では、四万十市の方がその住居と仕事を構えてくださって、そこでお仕事をされているということも聞きましたが、こうした人材を受け入れることこそ大切であると考えられますが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

今の話、具体的に私、承知はしてないわけですが、そういった植物にかかわる、あるいは専門の方、これは町内外問わず、多くの方

に来ていただいて、これはもう世界的な学者牧野博士の自然植物園をつくっていくという大構想でございますので、そういった方々、広く多数来ていただいて、かかわっていただければと思うてます。そういった具体的なことがあれば、ぜひともまた、私どものほうにもお声をかけていただき、一緒にお話を聞かせていただきたいと、こんなふうに思います。

12 番（今橋寿子君）

やはり、その方たちは、やはり牧野に対してのすごい見識も持ってらっしゃいますし、そういう方の後ろには、また多くの人脈もいらっしゃるといことで、養成するのも大事ですけど、そういう人を受け入れてやっていくのも、一つの力になっていくと思いますので、ぜひ前向きに御検討をいただくことを要望いたします。

少し、話が変わりますが、佐川町には、佐川町にしか見られないという貴重な植物がありますので、牧野公園だけではなく、いろんな植物の保存も考えていかなければならないと考えています。特に、先だって、清水谷のところのスズムシソウやタニジャコウソウ等は本当に貴重な植栽です。

先だって、国土調査のとき、こうしたものに関心のない方で荒らされたということを聞いております。これが絶滅したら、とても貴重な植物ですので、絶滅したら、とてももったいない話ですので、1日も早く取り組んで、一人一人が、足もとの宝物を住民の一人一人が気づき、大切に守っていきますように、いろんな角度から牧野の文化を高めていって、それこそ町長の目指す佐川町の姿、美しい自然をみんなで守り、人が生き生きと輝く町にすることを願っておりますので、町長の御意見をよろしくお願いいたします。

町長（堀見和道君）

私の考えを述べさせていただきます。牧野先生ゆかりの貴重な貴重な植物が、絶滅の危機に瀕しているものがあるというお話でしたけども、そういうことに関しまして私は、話を聞いておりませんし理解をしておりますませんでしたので、早速そういう植物があるのかどうなのか、しっかりヒアリングをした上で、町として手を打ったほうがいいという判断をしたら、速やかに植物の保存、育成について取り組んでいきたいというふうに考えてます。以上です。

12 番（今橋寿子君）

この問題につきましても、前向きな御答弁をいただきましたので、

これで終わらせていただきます。

次に、3問目ですが、牧野富太郎生誕 150 年以来の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。牧野富太郎生誕 150 年は、副町長を本部長として、本庁、教育委員会、ともども多くの住民が、いろんな形で参加され、牧野博士の顕彰とともにオンリーワンの町おこしのスタートができました。

あくまでも、この博士の生誕 150 年は、一過性のものにしてはならないということで、教育委員会のほうでも創意工夫をされておるとは思いますが、今、どのような取り組みをされていらっしゃるのでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。昨年度も、この点についてお尋ねがございまして、一過性のものにしたくないということで、教育委員会としても取り組んでいきますという御答弁をさせていただきました。

それでは、昨年度の牧野博士生誕 150 周年記念事業終了後の教育委員会の取り組みにつきまして、申し上げたいと存じます。

本年 4 月 24 日に開館しました牧野富太郎ふるさと館において、町内外の方に、より深く、牧野博士について知っていただくため、ふるさと学習サポーターを派遣し、入館者への対応や、町民の方を対象としました植物にちなんだ学習活動として、植物標本教室やコケ玉教室、草木染め教室などを開催しております。

また、昨年の記念事業の一貫として開催しました、日本植物学の父牧野富太郎特別展で使用しました博士の関連資料を、青山文庫の小展示室において、常設展示もしております。

そのほかにも、本年 10 月町内全ての小中学校の参加によりまして、牧野科学研究発表会や牧野科学展、植物画展の開催なども行っております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

何点か取り組まれているということをお答弁いただきましたが、牧野生家のほうのサポーター役の方も、もうちょっと見識を深めていただかないともったいないなということも何度か感じました。

というのは、そこにある、佐川町では誰もが認識してほしいというサカワサイシンとか、バイカオウレンソウとか、そういうお花の名前を問いかけても知らないというような、勉強不足で、もったいないなと思いました。

それから、学校の先生方にもちょっと私は、身近に触れてもらいたい、そしてものを見てもらいたいということで、ちょっと提案して学校のほうへも置かさせていただいたんですけど、学校の先生も、そのバイカオウレンソウとかいう花も知らないっていうようなことですから、当然、子供たちにも伝わっていかないんじゃないかと思えます。

こういうものは、一挙に学べるものではなく、学識的なものというよりは、身近にあるものにこう触れていく、特に植物に対しては優しい心も育っていくと思えますので、そういう観点からも、もっと子供たちに学ばしてあげる機会をもっと工夫されて、頑張っていたきたいなという思いを感じましたので、また、そういうことも検討していただければ、ありがたいと思えます。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。そのサポーターの件につきましては、私もものほうから、またいろいろ勉強してもらおうようにも話もさせていただきたいと思えます。

それで、子供たちへの取り組みの件でございますが、町長の所信表明の中で、文教のまちの佐川としての人づくりに取り組む具体策としまして、学校教育において、佐川町の歴史、文化、産業などをより深く学ぶ、ふるさと学習の取り組みを推進したいということをおっしゃったので、これを受けまして、従来の取り組みに加えて、来年度から、どのような取り組みができるのか、学校や関係者と十分協議を重ねながら具体策を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

町長の所信表明でもお伺いいたしておりましたから、そういう子供たちとともに、ふるさとを大切に思う心を、感性の鋭い子供たちに、まず伝えていくことが、一番将来へ向けても役立つことだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、図書館建設について、でございます。昨年 11 月に、文教のまちにふさわしい図書館について 4,237 名の署名の要望がありましたことについては、町長はどのようにお考えになられているのでしょうか。初議会の町長の御挨拶にも、文教のまち佐川町として人づくりに取り組んでいきたいというお考えのもと、具体案として、名教館の活用をして地域の大学と連携をして学ぶ機会をつくるこ

とにチャレンジをしたいと申されていまして。

申すまでもなく、人づくりは、橋や建物と違って急速にできるものではなく、いろんな方面から気長く取り組んで、環境づくりが大切だと考えられます。

佐川町の先人たちは、他の町より早く川田文庫という環境づくりをされ、多くのことを学ばれてきたのでしょう。そこで、日本はもとより世界に通用する多くの偉人が輩出されるとともに、町民一人一人の心は、豊かな文教のまちとして言われてきたゆえんではないでしょうか。

今の図書館は、設備も老朽化し、他の施設の転用とのこともあり、スペース的にも不十分な状況であります。これからの人材育成のためにも、文教のまちとしての図書館は必要であります。町長は、就任されて1カ月余りですが、ふるさと佐川町のことは、いつも広報やインターネットで情報を取り入れられ、遠くにいまして、住民の気持ちでふるさと納税等され、いつも佐川町に心を添えてくださっていたとのこと。

きっと、このことは御存じだとは思われますが、図書館の運営は、平成18年10月1日よりNPO法人とかの元気村に指定管理をされ、住民パワーで、将来を担う子供たちに、読書推進に力を入れられ、20年4月に文部科学大臣賞を受けられております。

今、図書館は、時代の流れとともに多くの機能を持ったコミュニティとしての役割もしています。1つの例といたしまして、九州の武雄市の図書館は、ツタヤ書店に指定管理委託をされ、全国的にも注目されているとのこと。

また四国では、徳島市の図書館は、駅前開発の一端として、徳島市の駅のそごうデパートの複合施設の中に、TRC企業株式会社図書館流通センターに委託され、町の発展に寄与されているとのこと。佐川町は文教のまちとして、名実ともにこの町にふさわしい図書館は4,237名の方々の願いでもありますが、この件につきまして、お考えをよろしく願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。佐川町に初めての図書館建設を求める署名4,237名の署名をいただきました。全町民の3分の1に相当する人数の方の、多くの方の署名をいただいたということに関して、私みずから大変重く受け止めております。

この文教のまち佐川、この佐川町に合った図書館のあり方、どういものなのか、今橋議員からも、いろいろな地域の取り組みの御説明ありましたけども、この佐川町にふさわしい図書館はどういものなのか、そういうことを多くの町の皆さんの意見も聞きながら煮詰めていって検討を進めていきたい、というふうに考えています。26年、27年度2年間かけて、第5次佐川町総合計画を策定していきますが、その中での重い取り組みとして、しっかりと図書館の整備について、検討を進めていきます。

新設をしたほうがいいのか、既存の町有資産を活用したほうがいいのか、そのことも含めて、佐川町にふさわしい図書館の整備を検討をして進めてまいります。必ず結論は出していきたいというふうに考えてます。以上です。

12番（今橋寿子君）

町長の御答弁は、先日からも含めまして、やはり総合計画をもとにして住民の意見を聞きながらということ、ほとんどの議員に対しての答弁をいたしておりましたので、それと同じ気持ちで受け止めてまいりますので、どうか前向きな住民の声をしっかりと聞きながら、佐川町ならではの、佐川町にふさわしい図書館をつくっていただけることを要望いたしまして、この質問も終わらせていただきます。

最後に、日曜日に行われました第6回の酒蔵劇場は、多くの方々、約3,000人ぐらいの人々に参加をしていただき、晩秋の風物詩となり、感動のイベントでした。観光協会やくろがね会が中心となり、ことしは中学生のボランティア等の協力もいただき、回を重ねるごとに新たな課題もありますが、感動でした。

このたびは、役場の職員の方々も10名ほどボランティアで参加され、5時から9時過ぎまでみんなと一緒に支えてくださっていただきましたので、スタッフの方々がとても喜んでおられました。毎日挨拶の心がけも大切ですが、こうして一つ一つの物事に住民と職員が触れ合っていくことに、理論、理屈を越えたくずなが深まっていくのではないかと思います。

また、そういう光景を見るときに、私は、新たな佐川町のスタートに光が見えてまいりました。私も住民にも負託された議会人の一人として、しっかりと今後頑張ってまいりますので、執行部の皆さん、議会の議員の皆さん、どうかよろしく願いいたしまして、こ

こでの私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12番、今橋寿子君の一般質問を終わります。
ここで、35分まで休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時36分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

5番、片岡勝一君の発言を許します。

5番（片岡勝一君）

おはようございます。議席番号5番、質問通告7番、片岡勝一です。ことしの夏も特別に暑い。こんなに暑いことは初めてだとか、水がない。ポンプで水をくみ上げてタンクで運び、田へ入れて、それでも田面が干上がり地割れしております。暑くて果樹が腐った、野菜も満足にできないと言っているうちに、急に秋になり、冬となり、はや年末となってまいりました。月日のたつのは早いものだと申しますが、そのとおりだと、つくづく感じております。

去る10月6日には絶大なる町民の応援をいただき、今、ここで頑張っていたでいる堀見町長さん、よろしく願いいたします。その一方、私は町民より貴重な票をいただき、2期目の当選をさせてもらいました。これから4年間、頑張らなくてはならないと改めて思っておりますので、よろしく願いいたします。

第1問目の質問ではございますが、桜座とその広い駐車場の、今後の維持管理について、町民の芸能・文化発展のためにはなくてはならない建造物と駐車場であり、今後、どのように維持管理していくかとの、また、基金の見通しなどはどうかという質問ですが、この点について、質問いたします。

この施設と土地は、佐川のみならず、越知、日高、土佐市、いの町の人たちも利用している本町の文化・芸能の発展になくてはならない殿堂であると心得ておまして、私も利用させていただいておる者のうちの一人でございますが、使用料としては、月々積み立て

をして一括しておさめているようなわけでございます。

が、この施設について、何かと、たくさんの人たちが、心配してくれる人がおります。あんな大きなものをつくって、これから維持管理をどうするのか、広い駐車場をどう処理しているのか、基金の運用をしているらしいが、残高とか今後の見通しはどうか、何年もつのか、この施設は、費用対効果とかでは言い表せられないものかどうか考えてるところがあるかと思いますが、関係者の答弁をお願いしたいと思っております。基金、指定管理者、第三セクターとか、駐車場、共同管理、費用対効果など、以上について、関係者の答弁をお願いいたします。

教育長（川井正一君）

それではお答え申し上げます。まず最初に、今後の維持管理について、お答えを申し上げたいと存じます。

桜座は、文教のまち佐川の芸術・文化の殿堂として、町民の皆様はもとより、議員御指摘のとおり、広く町外の方々にも利用していただいております。文化活動を推進する上でなくてはならない施設であると、教育委員会としましても認識しております。

今後の維持管理につきましては、維持管理費の節減に努めるとともに、町内外の利用者のさらなる開拓や、利用者へのサービスの一層の向上に努め、質的にも高い芸術文化の場を提供してまいりたいと考えております。

次に、桜座運営基金の見通しについてのお尋ねがございました。桜座開設当初の平成10年には、2億831万4,008円の基金積立額でございましたが、その後の基金の取り崩しによりまして、平成24年度末現在の基金残高は、2,317万6,800円となっております。ここ数年の基金の取り崩し額の推移を見ても、平成21年度から23年度までは各年度800万円。平成24年度は900万円の取り崩し額となっております。今後も、平成24年度と同額の基金取り崩し額で推移していくと想定しますと、平成26年度末の基金残高は、517万6,800万円まで減少すると見込まれております。以上でございます。

5番（片岡勝一君）

基金のほうは、大体それで26年度は517万円ほどになると言っておりますが、その、これからのことでございますが、次に指定管理者とか、第三セクターとか、それから駐車場の管理なども、ボラ

ンティアとか何とかという話も聞いたことがございますが、それもお話を聞きたいと思えますし、それから、他町村の人たちも利用するというところもあるので、共同管理とか、それで、先ほど言った費用対効果とかいうことは、これ、考えずにやるものなのか、私が、費用対効果などは関係しないという考えではおりますが、行政のほうではどのようなことを考えているか、お聞かせ願いたいと思えます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、駐車場の維持管理につきましては、基本的には、桜座クラブさんのほうに、草刈り等の管理をしていただいております。それから、今後の運営体制ということでございますが、さまざまな教育委員会の管理しておる施設で、指定管理者制度の導入をしているものもございます。

桜座につきましては、現時点では直営による管理を念頭に置いております。それから、共同管理とかいうこともございますが、現時点は、直営というものを基本としながら、桜座クラブさんとの御協力もいただいて、町民の皆様あるいは町外の方々に、一層のサービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（片岡勝一君）

もう一度、聞きたいと思えます。この、私、先ほど言いました費用対効果とかいうことで言って済まされる問題じゃなかろうか、教育、文化では、そういうことは言わないんじゃないかと思っておりますが、どういう答えが出来ますか、答弁願います。

教育長（川井正一君）

すいません、お答えいたします。費用対効果、これ大事にしなければならぬというふうには、基本的に思っております。ただ、全ての施設の管理、あるいはさまざまな行政の施策において、費用対効果だけでははかり知れない、そういったものも当然ございます。

特に、芸術・文化、そういったものは費用対効果だけではかれない側面がより高いものであるというふうに認識をしております。以上でございます。

5 番（片岡勝一君）

ありがとうございました。それでは、この質問は、これで置きます。2 問目の質問にまいります。

通学路の安全確保で、車側から見た安全対策について、お話をい

たしたいと思います。保育園児は、おおむね保護者同伴で降園するので心配は少ないと思いますが、特に、冬期の夕方は、5時以降すぐに暗くなり中学・高校生は、制服も黒くて、確認しづらいところがございます。何とかしてほしいものとの思いからの質問をいたします。

まずは、私の経験から話しますと、本町以外の町でしたが、余り広くもない橋を、夕方、車で通過しておりましたところ、前は見ておりましたが、歩行者が脇を、左側を通行していたらしいが、助手席の妻が「今ここで歩いている人に気づかなかったか」と言われました。「いや、知らなかった。見てなかった」と言って済ませましたが、もしや、もっと左側に寄っていて、左側通行していた人に接触または追突していたならば、川に転落して重症または死亡事故になりかねなかったと思うと、今でも身が凍る思いがいたします。接触寸前ならば、妻も「危ない」と言っていたはずだと思いますが、私への戒めだと受け取っておりますが、二度と同じことを繰り返さないようにするつもりではおります。そして、私の友人も「夕方、学生が見えなくて大変怖い思いをした」と話しておりました。

そこで、歩行者、自転車の人たち、特に中学生、高校生に、帽子、かばん、靴に、反射用ステッカー、肩には、ライトを反射するタスキを取りつけの指導をしてほしい。そして事故を未然に防ぎ、事故が起きてから「見えなかった」「知らなかった」「気づかなかった」では、もう遅い。取り返しがつかないこととなりますので、対策を講じてほしいという意味から、質問をいたしております。関係者の答弁をお願いいたします。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。児童・生徒の交通安全の確保につきましては、学校においては、佐川警察署の御協力もいただき、交通安全教室などを開催し、交通ルールやマナーの遵守に努めております。

御質問の中学生の場合は、ほとんどの生徒が自転車通学でありますので、自転車の反射板やライトの点灯の徹底により、夜間でも自転車を認識することは、ある程度はできているとは考えておりますが、歩行者を含めて下校時の一層の安全確保のために、さらにどのような対策ができるのか、議員の御提案も含めまして、学校やPTAと話をしてみたいと考えております。以上でございます。

5番（片岡勝一君）

私も危ない思いをして、それから友人も大変怖かったということから、この質問をしたことをごさいますので、必ず、事故のないようをお願いしたいとの質問でございました。教育のほう、よろしくお願いたします。

それでは第3問目の質問にまいります。

実は、黒岩の庄田橋から上流の土手沿いで、大奈路の沈下橋までの約500メートル区間がございます。この町道の舗装について、質問いたします。

この町道は、数年前に仮舗装をしてくれておりますが、その舗装の中に、最近では草が生え始めたり、あちこちに穴があいて道が荒れ始めております。このままにしておくと、ますます補修箇所が増えて面倒となり、工事費がかさむことになろうかと思っております。これから来年5月末ごろまでは農閑期なので、車の往来もかなり少ない時期なので、本舗装が順調にできるのではないかと考えられますが、行政側の考え方はどうか、関係者の答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

5番、片岡議員の御質問にお答えさせていただきます。御質問の町道は、町道八重栗庄田線でございます。延長が570メートルございます。この町道につきましては、御案内のとおり、数年前に簡易舗装をしております。なかなか延長が長うございますので、単独でこれを一気に、本格的な改修とかいうことはできなく、簡易舗装をやっております。またあわせて、これを国の事業で社会資本整備総合交付金で活用するように要望しております。これは、平成26年度から5カ年間の中で、この事業を導入していくようにしてま

す。ただ、この交付金事業につきましては、町内各路線あわせて要望しておりますので、その中で、今後具体的に、いつ、どれくらい実施できるかということは考えていかなければならないものでございます。

中には、簡易舗装が剥げてきたりしておるところ等もあると思っておりますが、そういったところは簡易修繕で対応するなりして、早期に、この交付金事業が導入できるように、国、県へ改めて要望をさしていただきたいというふうに思います。

5番（片岡勝一君）

国、県へ改めて要望していただくという答弁でございましたが、だんだんと高齢化しております、余り遅うならんように、なるだけ早く本舗装していただきたいと、そのように思います。1年100メートルやっても、5年、6年ほどかかりますので、一刻も早く本舗装にするように、よろしく願いいたします。

第4問目の質問にまいります。

質問では、鳥獣対策を年中無休に雇えないかということも書いてありますが、鳥獣駆除人を雇い、1年中特別に許可して、いつも駆除できないかということではございますが、鳥獣害には、大変困っております。何とかならないかとの質問ですが、なぜ、このようになったかとは、人間にもある程度責任があると思われまます。

それは、山奥まで開発が進んで、雑木林を伐採して植林をすると、補助金が出るという制度がありまして、椎、檜、栗、檜、藪柿などの実のなる木全てを雑木、雑木と言って切り倒して植林をして、木の生長を妨げるカズラ類の下にある山芋とか、ユリ根なども山に全くなくなりまして、それまでは山で暮らしていた動物たちが、人里に出て来て食料を探さなければいけなくなって、野生動物は、いつの間にか勝手に名前を変えて、鳥獣害動物となって、人里に出没してきていると考えられます。それは、鳥獣害と言っても仕方がないと考えられます。

それもそのはずで、農家が何カ月もかけて育てた作物を一晩のうちに全部、収穫できないように荒らされたこともたびたびあり、耕作地の石垣を全部壊されたという人もおります。そして、食べないのに、生姜畑と溝を掘り返して、カニやミミズ、その他の土中生物を食べあさっている状態です。

このままだと、人間が、そして食料が脅かされることになります。特に、生産者にとっては、生活にかかわる大変な事態となっております。自然環境の変化に伴い、どう対応すればいいのか、収穫に至るまでの悩みはつきません。

追い払うとか、入りにくくするというだけでは、根本の解決にはなりません。そこで、11月15日より2月15日までが鳥類の猟期で、3月15日までが獣類の猟期と聞いておりますが、許可、申請に行き来しているうちに間に合わず被害に遭う。昔は、専門家の猟師がいて、その人に頼めば、すぐにしとめてくれましたが、そのような暇な人は、今の時代には一人もおりません。

野生動物を見つけても、どうしようもないと思っているうちに、動物が人間を恐れなくなってきた様子です。何とかならないかの質問でございますが、関係者の答弁を願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。御質問の議員のおっしゃるとおり、有害鳥獣によります農作物の被害、この状況、農業者の苦しみ、重々承知してございます。

この原因としては、言われたとおり、山が荒れておる、また耕作放棄化された果樹園等があるとか、だんだんと食料を求めて、動物が里へ近づいてくるような状況でございます。

御質問の中にありました有害鳥獣駆除人を雇い、1年中許可することはできないかと、これは言われる趣旨は十分理解できまして、こういうことができれば、直ちなる駆除ができるかと思いますが、結論申しますと、こういった有害鳥獣の駆除を目的として人を雇用するとか、あるいは1年中、捕獲・駆除を許可するということは法的にできないようになってございます。

ちょっと長くなりますが、この法令等を再確認させていただきますと、有害鳥獣及び狩猟の適正化に関する法律というものがございます。この基本的な駆除の考え方は、農作物等の被害の状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか、またはその拡大の恐れがあり、防除の対策によっても被害が防止できないというに認められたときに、初めて有害鳥獣駆除の許可をおろせることになってございます。

また、議員もおっしゃられましたように、それぞれに期間がございまして、これは、県の鳥獣保護計画書という中で、捕獲期間が定められてございます。銃器は90日以内、網とかについては90日、捕獲おりについては6カ月以内というふうになってございます。また、猟期については、11月15日から2月15日、言われたとおり、鹿、イノシシについては、3月15日というふうになってございます。

こういうことから、有害鳥獣の駆除に当たりまして、まず防除ということを目的にせないきませんし、被害が出てから初めて、それが捕獲駆除によってなされるものかの判断が必要になってきます。また、こういった期間が定められてございますので、1年中捕獲、駆除を許可するということができなくなっておるところでござ

ざいます。

そこで、先ほど、なかなか暇な方もおらん、昔は、猟師が撃ってくれたというようなことも言われました。やはり、これは、駆除していただける方、猟友会の方々が中心になりますが、そういった方の協力、それとまた、さらにこういった方々の確保ということが必要になってきます。それで、そういった狩猟やわな猟の資格者、人材の確保、こういうことを佐川町では取り組んでございます。

具体的には、佐川町では、新規狩猟者の事前講習費用の補助金を出してございます。また、有害鳥獣の捕獲駆除を猟友会員の皆さんに、一層協力してもらうために、佐川町中央猟友会長が推薦する会員を町長が鳥獣被害対策実施隊として任命し、現在 123 名になっておるところです。

この方々、任命された方々については恩典がございまして、狩猟税の軽減がされますし、猟銃による技能試験の免除がされます。さらに、ことし、佐川町内でわな猟の試験を実施したところでございます。ここでは合格者が 53 名出まして、わな猟に実際携われるようになりました。

このようにして、有害鳥獣駆除を実際やっていただける方、その資格者、人材に確保を努めながら、速やかで適正な有害鳥獣捕獲駆除、これを行っておりますし、今後ともこういったことを継続していきながら、有害鳥獣駆除を円滑に行い、農業者の、生産者の苦しみを少しでも緩和できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

5 番（片岡勝一君）

わかりました。わなのテストなどをして獣害をなくそうというその取り組みもわかりますが、先の予算の説明のときに、建設課長が言ってくれていたと思っておりますが、1 頭当たりなんぼとか、一羽当たりなんぼとか、そのようなことはここでわかりましたら、また説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

イノシシについては、従前 1 万円でしたところを 1 万 8,000 円を出してございます。あとのものは同じですが、ほとんどの被害がイノシシでございまして、1 万 8,000 円を出しております。

さらに、これは猟友会等を通じて各捕獲者のほうにいくわけですが、猟友会のほうにも運営事務費として数十万円、ことしから補助

をし、直接かかわった方に、その金額が渡るような制度にさせていただきます。

5 番（片岡勝一君）

いろいろと取り組みをしていただいているようですので、よろしくお願いたしたいと思いますが、ほんとに、この、死活問題にもなりかねません。これからもよろしくお願いたしまして、私の4問の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、5番、片岡勝一君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため、1時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 6 分

再開 午後 1 時 2 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、産業建設課長、渡辺君から、午前中に行われました片岡議員への一般質問に対しての答弁の訂正の申し出がありましたので、よろしくお願いたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

午前中の片岡議員の有害鳥獣駆除の御質問の際に、イノシシの捕獲駆除費を、1万円を2万円にしたと申しましたが、1頭当たり1万円を1万8,000円にした、が正解でございます。おわびして訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（藤原健祐君）

訂正のとおり許可をいたします。

引き続き、9番、松本正人君の発言を許します。

9 番（松本正人君）

日本共産党の松本でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。その前に、きょうは外が、外、かなり強い風が吹いております。東のほうでは、ビニールハウスが飛んだりとか、また屋根瓦が飛ぶとかいうような突風も吹いたそうです。これから天気が回復に向かうようでありますけれども、ぜひ、お気をつけていただきたいと思っております。

さて、新しい町長を迎えまして、初めての議会となるわけござ

います。私が、今度の新しい堀見町長と、こういう形で対峙するというのも初めてになるわけでございます。

まず、堀見町長、当選おめでとうでございます。これから4年間、少なくとも4年間、町政と一緒に考えていくと、こういうことになると思いますけれども、私も、思い起こしますと、堀見町長を初めて知ったのが、去年の、去年の10月か11月だったと思いますが、高知新聞に、結構紙面を大きく割いたインタビュー記事が載っておりまして、そこで堀見さんが紹介をされておりました。

それまでは、全く、こういう方がおられるということは知らなかったわけですけれども、いまだに、けど、あの記事が、どうしてああいう記事が出たのかということも、よくわからないんですけれども。しかし、その1年後にですね、その方が、我が町の首長になられているということは思いもしなかったことでございます。

したがいまして、堀見町長とは、そんなにもじっくりとですね、まだ、おつき合いをしたことがございませんので、まだ、よくわからないというのが正直なところですが。けれども、選挙中の公約であるとか、あるいは、本議会が始まりましてからの所信表明、そして各答弁をお聞きいたしまして、本当に、期待できるんではないかという思いを深めているところです。ぜひ、よろしく願いをしたいと思います。

私は、普段にも増して、大変たくさんの項目の質問を通告いたしましたけれども、この質問の基本的中身というのはですね、私も10月の選挙で、このようなビラを出しまして、町民に、いわゆる公約といいますか、を訴えまして選挙を戦ったということがございます。きょう、項目に上げているのは、その公約として訴えた中身がほとんどでございます。

そこで、本題に入る前にですね、町長にお伺いをしたいと思えます。

その前にですね、町長は、意識改革ということをおっしゃっております。この意識改革というのは、口で言うほど簡単なものではないというようなことは答弁の中でもされておりましたけれども、そのとおりだと思います。

しかし、そういう志を持たなければ、何も始まらないわけでございます。ぜひ、頑張ってくださいと思いますけれども。私も、その意識改革の一步として挨拶、こういうことをおっしゃって

たけれども、私も、非常に、周りの方から無愛想であるというふう
に言われまして、今度の選挙中もですね、選挙で一緒に戦っていた
いただいた皆さんから、松本は無愛想やということで、選挙運動する
ときにも「あれは無愛想やけど、ええ男やけやってくれや」と言わ
ないかと。こういう状況でよね、何とかせえというふうに再三言
われまして、自分としてはですね、そんなつもりはないというふう
に思いよったんですけれども、じっくり振り返って我が身を見なが
らですね、確かにそういうところもあったかなと思ひまして、徐々
にですけれども、自分も意識改革をしているところだというふう
に思っているところです。

そこでですね、そこでということでもないですけれども、まず、
町長にお伺いしたいですけれども。基本的なことですけれども、地
方自治体の基本的役割、というものがあるわけですから、この
地方自治体の基本的役割について、どういうふうに、イの一番に挙
げられる役割、これはどういうふうなものであるというふうにお考
えなのか、まず、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。地方自治体の基
本的な役割としましては、町の皆さんからいただいた貴重な税金を、
より多くの町の人々の幸せのために、町の幸せのために計画を立てて、
予算を執行して、事業を行い、多くの皆さんに満足をしていただ
ける町の運営をすること、町の皆さんの安心・安全な生活を守って
いくこと、そのように、基本的には考えております。以上です。

9番（松本正人君）

そういうことでよろしいかと思ひます。なお、難しいことを言
いましたら、いわゆる地方自治法、地方自治法の第1条の2項に
ですね「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」
というふうに書かれております。ですから、まずやっつけていか
ないかということというのは、住民福祉の増進であるというふう
に思っているところです。

私も、ソフト面、それからインフラ等のハード面におきましても、
まず、住民の基本的な生活の基盤、これを、どう向上させるかとい
うことを中心に、これまでも考えてきたというふうに思ひ
ます。そこで、まず、中学校卒業までの医療費無料化について
ですけれども、これは、前の何人かの議員さんの質問でもあり
ましたし、

また答弁もいただきまして、きょうの高知新聞にも、それが大きく掲載されておりますように、来年の4月から、来年度からですね、実施をしていくと、こういう御答弁でございました。

これはですね、思い起こせば、私、16年、議員になって16年を過ぎましたけれども、16年前、当時は8月に議員選挙が行われておりましたので、それよりももっと前ということになりますけれども、議員になりまして以来の訴えであったというふうに思います。

最初の年の9月議会を終えまして、10月に町長選挙がありまして、和田町長から中山町長にバトンタッチをされたわけですが、そのときに、中山町長が町長選に出る前に、私、中山さんとお会いをしまして、こちら側の思いとか、中山さんのお考えとかを聞いたことがございます。

そのときに、中山町長はですね、まだ町長になる前でしたけれども、中学校卒業時までの医療費無料化を掲げたいと。こういうふうに、そのとき言われておりました。ところが、一向にやる気配がないと。こういうことで、再三にわたり質問もしましたし、それからある団体と一緒に、町長室でそのような交渉をいたしました。

当時は、県の施策で、小学校に上がる前まで、県が無料化をするという形になっておりました。今もそうですけれども、小学校、中学校というふうになると、各自治体の、市町村の上乗せというような形になるわけですが、当時は、県の施策だけでやっていたわけですが、小学校までの無料化ということもされておりました。

そこで、町長と交渉をしたときにですね、いろいろ言うので、「町長、中学校までの医療費無料化というのは公約やったやないですか」と、こういうふうに言いましたら、何というか、急に態度を変えまして「やります」というふうに言われたことを覚えております。

しかし、それはまあ町長室でのやりとりだったわけですが、次の議会になりましたら、私ではない別の議員さんが、そのことを質問いたしまして、その方に答える形で、小学校までの医療費無料化というのが実現したというような運びになったと記憶しております。

それから以来ずっと、小学校だけではなくて、中学校卒業までの医療費無料化ということを訴えてまいりまして、榎並谷町政の8年間、ずっとこのことを訴えてまいりました。坂本玲子議員からも

お話がありましたように、もう今や町村レベルで言うたら、本町を含めてあと2つしか、やってないところはない、とこういう状況になって、何を理由に、やらん理由がどこにあるがやろう、というふうにも思っていたところですよ。

今回、早速、来年度から実施をしていただけると、こういうことになりまして、本当に長年の思いが達せられたなど、こういうような思いをしているところですよ。このことについては、るる答弁いただいておりますので、次にまいりたいと思います。

2番目の住宅リフォーム助成制度について、お伺いをしたいと思っております。

先の議会でも、というか、前々から、坂本貞雄議員そして私からですね、再三にわたりまして、この住宅リフォーム助成制度について、質問をしてまいりまして、ことしになってですね、具体的に、いわゆる耐震化事業と抱き合わせで、来年度より実施をしたいと、こういう答弁をいただいておりますけれども、町長がかわられた中でございますが、このことについて、どうお考えなのか、担当課でも、町長でも、どちらでも構いませんけれども、お答えいただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

9番、松本議員の住宅リフォーム助成制度の導入についての御質問にお答えさせていただきます。この制度につきましましては、議員言われましたとおり、たびたび御質問いただいたところです。住宅リフォーム制度の助成について、経済対策という側面と、個人資産価値の向上へ補助金を出すという側面があるというふうに申しました。佐川町においては、現在、民間住宅の耐震改修に取り組んでおります。これを、いかに進めていくか、優先すべきという結論から、耐震改修等、この住宅リフォーム助成制度を同時に行うようなものをできんかということを検討してまいったところです。

そして、先般の9月の定例会におきましては、これを来年度から実施したいというふうにお答えさしていただいたところでございます。現在、国の助成は、交付金等補助金は活用できないか検討・協議しておりまして、来年度の予算化に向けて担当課のほうでは、具体を精査し、予算要求へ持っていくように事務的手続きを進めておるところでございます。来年度から、耐震改修とリフォームを同時に行う制度を、佐川町で実施したいというふうに考えてございま

す。

9 番（松本正人君）

ありがとうございます。やっと、一步前進というふうには思いま
すけれども、しかしですね、今、いくつかの県内の自治体でも、こ
の住宅リフォーム助成制度というのはやられているわけですね。土佐市、須崎市、それから四万十町、そのほかでもやられて
おります。

耐震とですね抱き合わせというのは、土佐市がそうではないかと
いうふうに思っておりました。けれども、よくよく聞いてみますと、
中身というのは、耐震にこだわってないというか、耐震が必ずしも
条件になっていないというふうに聞いております。

ちょっとでもリフォームして、担当の方に聞いた限りですね。ち
よっとでもリフォームなんかしてですね、家を新しくすれば、
それは耐震のちょっとでも手助けになるというような、広い考え
方を持ってやっていると、こういうふうに、土佐市の担当の方からは
聞いております。それから、土佐市はそういうことで、あと須崎市に
しましても、四万十町にしましても、耐震との抱き合わせというこ
とはしてないわけですね。

例えば、四万十町ではですね、平成 24 年は、最初 500 万を組ん
でいて、そしてその 500 万は、すぐになくなってしまって、あわて
て補正を、もう 500 万して 1,000 万組んで、それも全部消化したと。
平成 25 年度、ことしですね、ことしはまだ途中ですねけれども、合
わせて 1,300 万の事業を組んでいると、こういうふうに聞いており
ます。

波及効果としては、その、大体 10 倍ぐらいの事業がされてい
ると。担当課は 10 倍という形では言わなかったんですけども、別の
ほうから聞きましたら、そういう話でございました。大変に人気も
あるし、それから経済波及効果も大きいと。しかもこれ条件が、地
元の業者を利用すると、こういうことになっておりますので、地元
でお金が回るということで、全国的にも広く実施されつつある、そ
ういった、つつあると言いましたけど、かなりやられておりますけ
れども、そういった事業です。

そこでですね、耐震と一緒にやるということになりますと、この
耐震というのは、いわゆる耐震事業ができる業者というのは、特別
な許可が要するというか、免許が要るわけですね、そういう方に限ら

れるわけですがけれども、町内でこの耐震の事業をやる業者というのは、いくつございますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

私の認識しておる限り、現在2業者ができるようになっておると思います。

町長（堀見和道君）

私からもお答えさせていただきます。松本議員から、耐震補強をする業者に関して特別な許可が要するというお話ありましたが、特別な許可は必要ありませんので、耐震の工法、そういうものに関してきちっと設計をされておりました、それに基づく工事ができれば、特別な許可というものは要らないことになってるはずですよ。

で私自身、町長として、この制度に関しても検討させていただきましたけれども、住宅リフォームのみで個人の資産価値を高めるような補助金というものは、税を使う立場からすると、制度としては、私は余りそぐわないんじゃないかなあというふうに思っています。

人の命を守る、安全な生活を守っていく、そのために耐震に対する住宅の耐震化へ対する補助金は出しておりますけれども、住宅のリフォームだけの工事に対する補助金というものは、今のところは、出していくことは考えておりません。以上です。

9番（松本正人君）

休憩願います。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時27分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番（松本正人君）

町長の答弁ではですね、いわゆる耐震ができる、先ほども言いましたように、渡辺課長が答えた2業者じゃなくてもですね、できるはずだと、こういう答弁でございましたけれども、私は、そういうふうには聞いてなかったんですけれども。なお、まあそれは詰めて、確認をしていきたいというふうに思います。

ただしですね、先ほど言いました四万十町とか須崎市とかは、どういふ形でやられてるかといいますと、いわゆるそこは、耐震は関係なく組まれておりますので、関係なく組まれてますので、一般の、普通の大工さんとかいうたら、必ずしも設計士たる設計ができるということではないですので、ですから、ちょっとこうベニヤ板に書いたりとかですね、よくやってますよね。そんなとか、いわゆるほんとに簡単な、図面、こういったものでオーケーが出てるといふふうに聞いております。

何が言いたいかという、非常にそういう意味で利便性というか、そんなにややこしいことをしなくてもですね、使いやすいと、こういうことになってるといふふうに聞いてるわけです。

それと、先ほど町長のほうからですね、休憩中であつたか忘れてましたけれども、いわゆる、これは前に、渡辺課長もずっと言われておりましたけれども、いわゆる経済効果とかていう形にはですね、税金は使うべきではないと。こういうことをずっと言われていたといふふうに思います。

けれども、これは町民がですね、まあ言うたら、町民の暮らしをできるだけよくしていく、そして先ほども、私は法律に基づいたですね福祉向上と、こういうふうに言いましたけれども、町長はそういう表現じゃなくておっしゃられましたよね。私は、そういうことでいいんじゃないかといふふうに思います。

全国でも、各地で例がないものではございませんので、ぜひ、そこらへんについてはですね、御検討をしていただきたいといふふうに思います。一度、多分高知県内でも抱き合わせでやっているところ、あんまりないんじゃないかと思しますので、私もあわてたことは言いませんので、前進には違いないですので、やってみて判断するといふのもよかろうかなといふふうには思っております。

次にまいります。霧生関公園の事業計画の抜本的見直しについて、お伺いをしたいと思います。

これも、先に何人かの議員さんが質問をされましたので、それについてまた、答弁もいただいているところですが、この霧生関公園の事業計画、これがまあずっとですね、あれだけの大きな工事ですから、町民には丸見えというような中でですね、ちっとも遅々として進まない、こういうことも丸見えという中で、どうして

ぜよ、というのが町民の中に大きな疑問としてあったわけです。それと同時に、町長もおっしゃられてましたように、あんなところに公園が要るかよ、という声は、大変大きい声ではなかったかというふうに思います。

選挙中にも私のほうで、ビラを出しまして、どうして止まっているかというようなことも書かせていただきました。それを、たくさんの方々が読みになりまして、こういうことやったかというような反応をたくさんいただいております。

選挙が終わりまして、榎並谷元町長というか、まだ町長やったですけれども、飲む機会もありまして、もちろん二人っきりで飲んだわけじゃないですけれども。そのときも、その話をしましたら「ありゃ、おまんの言うとおりのやけ」とこう言いましたので、何の、何の否定もございませんでした。ですから、自信持っているわけですから、飲んでも。

私はですね、そういった、今、事業がなぜ進んでいないかと、まずですね、このことを、繰り返しになるかもしれませんが、町民にしっかりと説明をする、このことは榎並谷さんにもずっと言ってきたことですから、実際には行われなかった、ということですから、これをまず説明した上でですね、今一度、要するにフラットな状況にして、それで改めて見直すと。法的なこともありますので、そういったことも鑑みながら、経過も鑑みながらですね、一度白紙に戻して、そしてそれこそ、住民の合意を得ながらですね、どうしていくかということ、じっくりと考えていくべきではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。お二人の議員からも御質問ありまして、同じ回答になりますけれども、計画どおり進めるのか、白紙に戻すのか、この計画を抜本的に見直しをするのか、含めて、よく検討して来年3月の定例会、平成26年3月の定例会で、町としての方針を、しっかりと示していきたいと考えてます。以上です。

9番（松本正人君）

どういう形になるかというのは、私も、名案を持ってるわけではないですけれども。一応、ちゃんとですね、まあ言うたら、どうして今、まあ、経過ですよ、この事業の。こういったものは、一応、町民に対して説明をしておくということは必要でないかと。そこが

土台になって、どう考えていくかということだと思うので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

町長（堀見和道君）

回答させていただきます。隣接地に火薬庫がありまして、開発行為の許可を得ている計画どおりでは、今の公園の計画を進められないと。一定の離隔距離をおきなさいという法律がありまして、今の計画どおりでは進められない。また、隣接地との隣地境界線で曖昧になってる部分があります。そこを明確にして、進めていかないといけないというこの2つから、その部分の確認と法的にクリアするものに計画をしなければいけない、そのために、少し時間がかかっているという状況になります。以上です。

9番（松本正人君）

少し、補足させていただきたいと思いますが、いわゆるその今の計画で、県に申請した図面があるわけですね。その図面どおりにやるとですね、先ほど言われた2つの点がひっかかると、こういうことだと思います。

ですから、いずれにしても、やるからにはですね、やるとしても図面の書き直しというか、申請のし直しと、こういうものが必要になってくるということだと思います。

それが、それすら遅々と進まなかったというのは、それも、これまでのことですが、問題もあるだろうとは思いますが、そういった形で、町長は、ここでそういう答弁をして確認をしたからいいだろうということではないかと思いがたと思いますが、よろしくお願ひします。何をよろしくかわからんけど。

それとですね、それでは、霧生関公園の問題につきましては、ここまでにいたしまして、私としては、抜本的な見直しを図るべきだというふうに思っております。

4番目といたしまして、一般廃棄物収集事業の請負業者の選定方法の見直しについて、お伺いをいたします。

これも、ずーっと榎並谷町政の時代に、何度もこの場でお話をしてきたところです。一般廃棄物の収集事業というのは、基本的には、行政が直接行うべきものというのがたてりだというふうに、私は思っております。

高知市は、私も認識不足やったですけど、高知市は、公社をつくらせてやっていると、思ってたんですけど、よくよく調べ

たら、そうじゃなくて直営だそうですね。直営というのは、全国の市町村でも大変珍しいというふうに聞いております。

直営だとかなりしんどいんじゃないかというふうにも思いましたけれども、一番の理由というのが、災害時ですよ。災害時において、しっかりと責任を持って、その対処ができるという理由からですね、直営というふうにしているというふうに伺っております。災害時というのは、いわゆる特別な何かがあったときと、こういうことだと思えますが。

そういう面で、そういうことを理由、一番の理由にして高知市は直営でやってると。しかも、経営面におきましてもですね、そんなに業者に頼んでやるよりは、かえって、安価になる部分もあると。こういうふうにもお伺いしてはいますが、まだ詳しく精査してないので、自信を持って言うところではないですけれども。そういうふうにも伺っております。

高知市は、そういう形ですけれども、他の市町村、というか先ほども言いましたように、町営でやっているというのは、あんな大きな市を含めて、珍しいというふうに聞いております。

佐川町の例を申し上げても、これも何度も言いましたけれども、元々が、私が子供のころなんかは、あんなパッカー車が来てですね、ごみをとっていくらあていうことはありませんでした。大体が、生ゴミは畑へ捨ててですね、それから紙とか何とか、そういったものも自分くの庭、畑で焼いて、処分を、処理をしていたというのが通常やったと思えます。

学校とかそういった公共機関にもよね、必ずちり焼き場があって、できたちはそこで焼くと。自分くで焼くと、こういうようなことが行われておりました。したがって、今のように、家庭からごみがたくさん出てですね、それを一ところで収集して処理をするということは、ほんのこの間までやられてなかったということだと思わけます。

そういった中で、だんだんに、今のような状況が生まれてきた、時代が変わってきた、こういった中で、それをどう処理するかということになってきたと思えます。最初はですね、それほどのごみの量でもなかったと。それに応てですね、それを町が直営でやるという話にもならなかったんだろうというふうに思えます。

ですから、例えば佐川衛生さんなんかによね、くみ取りなんかや

ってるので、そういった事業の合間によね、ちりも処理してもらえんかというようなことで、最初は、小さなトラックというか、トラックなんか積んで持っていくと、こういうようなことから始まったというふうに聞いております。

そういった中で、だんだんだんだん、パッカー車も構えて、そういうふうにやらないかんかったというふうな経過だというふうに思います。そういった中で、ずっとこれまでやってこられた業者は、業者さんはですね、その仕事に対しても、自分が町のためにきちっと、公共衛生を守るためのですね、仕事を請け負って、その仕事に誇りを持ってやっておられたと、いうふうにも聞いてるわけです。

そういった中に、単純にですね、いわゆる、こっちへ頼んだほうが安いからとか、そういうような感覚でですね、新しい業者の参入をさせて、そして競争させるということは、僕は、このこと自体が間違ってるというふうにも、当初から言っておりました。にもかかわらず、それを、榎並谷町政では導入をして、そして今、起こってる裁判のような状況が生まれているということです。

私は、裁判の中身について云々言うつもりはございません。けれども、もとを正せば、そういったところのボタンのかけ違いとか、そういったことから始まったものだというふうに認識しているところです。

そこでですね、例えば四万十町、四万十町なんかは、もとは窪川町、それから十和村ですかね、そういうところやったわけですがけれども。それぞれの自治体でこの処理が行われていて、それぞれのやり方でやっていたというふうに聞いてますけれども、合併を機にですね、NPO法人を立ち上げて、いわゆるパッカー車とか機材とか、そういったものは町が構えて、そしてNPO法人が運営だけをしていくと。こういう形をとってるというふうに聞いております。

これにおいては、その会計もですね、明らかにすることができるというふうにも聞いておりますので、そういう形であればですね、中身も明瞭で、町民から、いろいろと言われることも少なくなるだろうし、1つの方法としては、考えられるやり方ではないかというふうに思っています。

しかし、前にも増して、かかわる業者の数も増えて、今のような状況になってますので、いきなりこれをやるというのは、以前にも増して、その移行が難しくなってるとは思いますがけれども、ぜひ、

こういうような形でですね、ちょっと見直しを図るといふか、近い将来じゃなくてもいいですので、方策を考えていくといふことは必要ではないかといふふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

町民課長（横山覚君）

松本議員の御質問にお答えを申し上げたいと思いますが、私のほうから、ちょっと経緯等混ぜて、ちょっと答弁させていただきます。

生活系の一般廃棄物収集運搬事業。いわゆるごみステーションからごみを収集いたしまして、清掃センターへ運搬いたします当業務の委託業者の選定方法なんですけれども、平成 20 年度から、従前の 2 業者への委託方式から競争原理を有します見積もり合わせ方式を導入いたしまして、業者を決定する方式へと変更させていただきます。

この変更につきましては、平成 18 年、平成 19 年、当時の議会の質問におきまして、ごみの収集運搬業務においても競争原理の導入を、という声が上がりました。また、松本議員のほうからは、今さっきおっしゃられたような御意見も出たようにも伺いしておりますが、行政といたしまして、その当時、このことを踏まえまして、平成 20 年度から、この見積もり合わせの方式を導入をしたところでございます。

そして今、この一般収集業務について、2 件の訴訟が起こっておるとか、またいろいろな年数を重ねるにおいて、見直しとかですね、改善を図らないといけないところも出てきたんじゃないかなといふふうに思いますけれども、今、町長にはですね、この裁判内容の報告にあわせまして、この業務の状況について説明を今、行っているところでありまして、内在します課題等につきましては、まだ検討までには至ってないといふところが状況でございます。

9 番（松本正人君）

方向性についてですね、町長はどういうふうに考えておられますか。

町長（堀見和道君）

お答えします。方向性につきましては、私の中で結論は全く出しておりません。現時点では。直営がいいのか、委託がいいのか、委託する場合において、どういう委託先があるのか、仮に委託をする場合に、入札の方式をどうするのか、そのあたりも含めて、全て今、

フラットに見直しを始めているところです。以上です。

9 番（松本正人君）

前段でも、前段の議員さんからの質問でも、この問題についてありまして、その中でも事業の継続性というものもございました。そういう面で言うたらですね、現実的には毎年変わるわけではないですけれども、けれども、毎年変わる可能性もある。このような状況ではですね、やっぱり余りいい形ではないんではないかというふうに私は思っております。

そういう面を含めて、ぜひとも見直しを図っていくと。どういう形がいいのかというのは、私も、これがええからこれやりなさいというふうには言いません。言いませんけれども、今の形というのは、決してよくないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひとも、検討をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、交通弱者に対する対策（高齢者等の通院・買い物支援）について、というふうに通告しておりますけれども。これも、ずーっと訴えてきたことの1つでございます。これは、一番自分が感じたのは、もう一番身近な問題ですけれども、もう10年以上前になったと思いますが、私の叔父が、もう年がいて、亡くなる直前ぐらいだったと思いますけれども、やせた体をさらけ出しながらですね、私とその叔父のうちへ尋ねていったときに、病院通いもせないかんけれども、こういう状態だから自分で車を運転していくこともできない、と。それを行くとしたら、タクシーを使ったりすると、お金もかかるしよね、なかなか難儀など。

で、息子なんかは、昼間は仕事に出ちゅうから頼るわけにもいかん、とこういうようなことを聞きまして、それからまたほかのところからお年寄りから、そういう悩みの相談も受けまして、これは本当に捨て置けない問題やなというふうに感じたのが、一番最初やったというふうに思います。

なかなか、ずっと問題になっていきますように、今、黒岩観光さんがやっただけしているようなバスの運行にしましても、いわゆるかゆいところに手が届かないと、こういうような状況にあるんじゃないかというふうに思います。いかにしたら、そういったことが解消できるかということは、行政として考えていかなければならないことだというふうに思っているところです。

ます。私、見たことありますから。それもしっかりと精査して、まあ言うたら、立ち戻ってですね、もう一度、やりかけていたところまではよかったんじゃないかと思imasので、もう一度、それ、きちっと調べてですね、検討していただければというふうに思imasので、よろしくお願いたします。

次に、国保税の軽減について、を質問いたします。この国保税の軽減につきましても、先の町議選での私どもの公約でございました。この国保税の軽減というのは、榎並谷町長はですね、こういう答弁をされていたと思imasけれども。まあ言うたら、町民が利用しているのは国保だけではない、と。いわゆる社会保険もありますし、国保だけに町のお金を使うというのは、いかがなものか、とこういう考え方を言っておられたと思imas。

私は、そうじゃなくて、いわゆる国保税を使ってられる方というのは、基本的には社会的に弱い立場の方が多いんじゃないかというふうに思imasので、実際にそういった、今、どんどんどんどん上がっていく国保税の支払いに四苦八苦しているという方がたくさんおられます。私自身も、国保税は、もう非常に高くですね、たまらん思いをしゅうわけですけれども。

選挙中にもですね、安うせいでもですね、せめて今、国保税は8回払いでしたかね、10回払いでしたかね、だと思imasけど、12回払いにしてくれんかと。ちょっとでも毎月、月々の払うお金を少なくしてほしいと、こういうような意見も聞いたところです。ですから、非常に、この問題も大きな問題だと思imas。

町長も、町長になられたばかりですので、このことをどう考えるかということは、これからお考えになるんだろうと思imasけれども。どっかの席だったんじゃないかと思imasますが、前回だったか、前々回だったか、榎並谷町政のときに質問いたしまして、いわゆる国からの補助があるわけですけれども、8割は国が面倒見るけど、2割はおまんくが出せえよと、こういう制度がございます。ところが、その2割を町が出してなかったと、ということが明らかになりました。せめてこの分だけでもですね、まずは、きちっと手当をすべきではないかというふうに思imasますが、いかがでしょうか。

総務課長（岡林護君）

松本議員からの、国保財政への、いわゆる一般会計からの補助、というか、それについてのお尋ねでございます。この一般会計から

国保財政に対しての支援について、まず、結論から申し上げますと、従来、地方交付税見合いで繰り出していたものを、平成 26 年度は、総務省の繰入基準の額に沿って予算組みをいたします。つまり、国保財政安定化支援事業、そういう事業の名前なのですが、総務省が保険税の負担能力とか過剰病床、要するに多すぎるベッド、それから年齢構成差を勘案して算定した繰入基準額の、いわゆる 8 割が地方交付税の基準財政需要額に参入されていると。

従来から、当町は、その額を一般会計から国保会計へ繰り出しておりました。それが、先ほどの御指摘のことなんですけど、これにつきましてはですね、来年度は、総務省の繰入基準額の 100% を繰り出すことといたします。

もう少し、金額によって具体的に説明いたしますと、例えば、本年度の国保の特別会計の予算書によりますと、歳入のその先ほど申し上げました財政安定化支援事業繰入金は、2,262 万 1,000 円と計上されております。いわゆるこの額が、交付税見合額でありまして、総務省の繰入基準額は、2,827 万 6,000 円となります。いわゆる差額の、この 560 万円余りが、来年度につきましてはですね、増額して支援されるということになります。

ただ、来年度の基準額は、まだわかりませんので、この差額というのは、ただ、この額と、先ほど申し上げた額と近似値になるかどうかは思っております。

ただ、この措置はですね、このいわゆる国保の会計が、財政調整基金を取り崩して運営しているという状況に鑑みまして行うものであるというふうに御認識いただきたいと思えます。

いわゆるこの措置は、総務省が示していますように、保険税で負担すべき給付費について、一般会計が補助することを一般的に是認する趣旨のものではない。そして国保制度の趣旨から、財政援助的な一般会計への繰り出しは、保険基盤安定制度にかかる経費、そして事務費、及び出産育児一時金に係る経費、並びにこの財政安定化支援事業に係る経費を除き、行うべきではない。それから、保険税の安易な引き下げ等にですね、充てられることを想定しないと、このように一定のルールに従った限定的なものであることは御認識いただきたいと思えます。以上です。

9 番（松本正人君）

すぐに国は、そういうことを言うということは重々承知しており

ます。しかも、前々からも言ってますけれども、例えば、今、小学校までの医療費無料化というのをやってますけれども、国は、そういったものに充てるべきではないという考え方からですね、ペナルティを課してるので、その分についても自腹を切らなければならないと、こういう状況になっております。そういうことはもう重々知っておりますけれども、しかし、私のほうから言わしたら、本来、国がやらないかんことをですね、手控え、どんどん手控えて自治体に押しつけてきてると、自治体と個人に。住民に押しつけてきてることからですね、こういった状況に、苦しい状況になってきているというのが実態だと思いますので、これは、国のほうが批判されるべきだというふうに私は考えております。

実際に、そういった国の声に逆らってというか、今言われましたような国保税の軽減についてですね、自治体がお金を出すということは、もう、全国でも例として、いくつも上がってきているところですから、ぜひ、そのことは、枠にとらわれずに、町民の立場に立って、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

国保については、以上にいたします。

高北病院の産婦人科の復活及び出産時の手助けについて、お伺いをいたします。

高北病院で、私も生まれたと聞いております。生まれた瞬間、私、どこで生まれたか知りませんので、私の親はそう言っておりますので、そうだと思いますが。ずっと、以前はですね、高北病院で出産をするということは、当たり前になっていたわけですがけれども、現在は、高北病院には産婦人科医はいませんし、御存じのとおり。高北病院どころか、町内で出産ができないと、こういう状況になっているわけです。

少子高齢化を言ってですね、少子化対策、何とかせないかんと、こういうふうに国も自治体も言ってるわけですがけれども、まさに、これは逆行した状況ではないかと、いうふうに思っているところです。ぜひとも、高北病院で、せめて、以前のように子供を産むことができる、こういった状況にしていきたいというふうに考えております。

しかしながら、これは高北病院だけの問題じゃなくて、というか佐川だけの問題じゃなくて、なかなか今、産婦人科医を確保してそういう状況をつくっていくということは、大変な困難があるという

ことは、承知をしているところです。ですから、これを実現させるとしたら、相当の努力が要るだろうなあと、こういうふうにも私、考えております。

しかしながら、やはり、それを目指してですね、やっぱり、どうやったらそれが実現できるだろうということは、常に考えていくべきだというふうに考えております。

そこでですね、今すぐにでも、そういう形で、産婦人科医を確保して、高北病院で子供ができるような状況をつくるというのは、それは早期実現というのは難しいと、私も認識をしておりますが、せめて、町外へ出て行って、町民の方は出産をしてるわけですから、そんなときに、自宅ですね、陣痛が始まってから、そこへ行かないかと、病院へ行かないかということになると相当の距離があるわけですから、非常に不安なわけです。

ですから、きちっと設備が整われているところでしたらですね、その病院の近くに、いわゆる泊まる場所をつくってですね、そこで待機してもらって備えると、こういうことができるし、またされるようになっていきます。そういったことの支援ですね、これができるような形、せめてそれがとれないかというふうに考えているわけですが、いかがでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。高北病院におきましては、平成 15 年の 9 月末まで、分娩の取り扱いをしてまいりました。ちなみに、平成 10 年度から平成 15 年度までの実績を見てみますと、大体 100 件前後の分娩を取り扱っておりました。

もとへ、この平成 15 年度で、9 月で取り扱いやめて、10 月に医師が転出をいたしましたので、15 年度は、件数は半分ぐらいしかありませんでしたけれども、それまでの間、5 年間を見てみますと、平均 106 件ぐらいあったというふうに覚えております。

高北病院の、この産婦人科の医師につきましては、徳島大学から派遣を受けてまいりました。常勤の医師が 1 名、そして毎週 3 日ないし 4 日、非常勤医師 1 名の派遣を受けておりました。それに加えて、常勤の外科医師が 2 名、小児科医師が 1 名、そういった産婦人科を支援する体制といったものがあったわけですが、平成 15 年の 10 月に転出して以来、その後の派遣、これは常勤、非常勤含めましてございませんでしたし、平成 16 年度もございませ

んでした。平成 17 年度に至りまして、町民の皆様の要望活動などもございまして、10 月から、新しい産婦人科の医師が着任し、現在に至っております。

このように、高北病院のほうでは、現在の産婦人科医師が着任しまして、産婦人科診療をやっておるわけでございますけれども、分娩を取り扱うことは、現在も休止をしたままでございます。これは、17 年の 10 月に再開をするときに、大学のほうからも、複数の体制でないと危ないということで、お話があったように聞いておりました、そういった体制が組めない以上は、分娩は当面できないというふうに判断しております。

松本議員もお話がありましたように、県内はもとより全国的にも、この産婦人科医師につきましては、非常に厳しい、確保が厳しい状態が続いております、本県においては、なおや言わんやの状態でございます。

そういったことでございますけれども、産婦人科といたしましては、34 週、妊娠 34 週まではですね、病院のほうで、診療対応いたしまして、それを越える時期につきましては、妊婦本人の状態、あるいはその希望なども聞きまして、日ごろ、つきあいのあります、連携しております病院のほう、例えば、朝倉にございます国立病院とか日赤などが該当するわけでございますが、そういった関連病院のほうへ引き継ぎをして、遺憾なきをしているところでございます。

今後とも、医師の確保につきましては、努力して取り組んでまいりたいと思っております。

9 番（松本正人君）

複数体制でなければ、分娩ができないということはもう、前々から聞いていることで、そういったことがなかなか難しいという状況であるわけです。

今すぐに、どう、こうします、ああします、ということは、今回求めるつもりはございませんので、町長の中で問題意識として持っていたいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、9 番目ですけれども、青山文庫の処遇について、です。これは、今までお話してきたことは全部そうですけれども、町長が、総合計画を練られるということで、2 年間かけてじっくり構えていくということですから、今も話したことについてですね、全てにおい

て、ぜひとも、総合計画の中にも議題としてのせていただいでですね、検討していただければ、私はそれでいいんじゃないかというふうに思っております。

この青山文庫の問題につきましてはですね、もともと青山文庫は、県が管理をしていた県の建物でございました。しかしながら、県がこれを引き上げるということになりまして、けれども、青山文庫というのは、佐川町にとって非常に大切なものだという事からですね、県が引き上げるというのであれば、うちでやりますよということで、現在に至っているというふうに聞いております。

しかしながらですね、今、大変に、御存じのように老朽化も進んで、雨漏りが云々とかいう話も、これまでもございました。大切なものを保管しておりますので、単に、人身事故にならないでもすよね、建物の老朽化によって、中のものが破損するとかいうようなことがあってもいかんわけですから、やっぱり最新の注意を払いながらですね、きちっと、いわゆる管理をしていかないかんというに思うんですが、今の状況から言うとはですね、そういった管理をしていくのに、なかなか苦慮せないかんがやないかなと、佐川町としては、こういうふうにも思っています。

ですから、青山文庫があることがいけないとか、なくてはならないとかいうことじゃなく、先ほども言いましたように、これもひとつこの際ですから、総合計画の中でですね、この青山文庫の佐川町での位置づけというものも、しっかりと話し合っただけれたらなあというふうに思っているんで、取り上げたところでございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思いますが、とりあえず、答弁いただきますでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。松本議員おっしゃられたように、町の皆さんの声をしっかり聞きながら、2年間かけて、新しく始まる第5次の総合計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上です。

9番（松本正人君）

残り時間あと10分ということですから、最後にですね、ちょっと総合計画、これまでずっと、町長、答弁されてきましたので、そのことについてもお話をさせていただきたいと思ひます。

先般というか、きのう松浦議員のほうからですね、この総合計画

については、2011年からです、国の義務規定でなくなったという話がありましたけれども、私は、かえって逆にですね、総合計画は私も、今ある総合計画の計画を立てるときの最後のほうで、少しかわる時期がありました。それは、中山町長のときでございましたけれども、以来、榎並谷町政の8年間に、これが見直したとかですね、やり直したとか、そういうことは聞いておりません。

けれども、多分、榎並谷町長にとっては、わしがつくった総合計画じゃない、とこういう思いがあったので、総合計画のことは、それまでも森議員なんかを中心に、なぜ、この総合計画に基づいてやらんか、というような質問がこれまでもあったと思いますけれども、そういうことに不誠実だったというふうに私は思っておりますが、不誠実な理由は、そういうことではなかったかというふうに思います。

国が、今、義務として課せていないのに、みずからが総合計画をつくらうということとですね、国がつくれと言うてつくる総合計画というのは、全く質が違うものだ、というふうに私は捉えております。

そういう意味では、あえて総合計画をつくって、きちっと長中期的にですね、まあ言うたら、それこそ町民に向かう方向を示すと、こういう姿勢というのは、評価されていいんじゃないかと、私は思っております。

さらに、言いますとですね、これちょっと、項目からちょっとずれるかもしれませんが、これ、ただ立てるということじゃなくて、これ条例化していかないかんじゃないかと思うんですが、そのことについては、どうお考えしていますか。

町長（堀見和道君）

お答えします。条例化しないといけないのか、そのあたりにつきましても、確認をしながら進めていきたいと思っております。以上です。

9番（松本正人君）

条例化していないものについて、どうこうするということになるのか、ならないのか、わかりませんが、いわゆる、これは議会のほうですけれども、地方自治法の96条の2項で、条例で、普通地方公共団体に関する事件につき、議決することができるという、こういうふうになっております。

つまり、ただ、町長のサイドでですね、だけで決めていくという

ことでなくて、そこに議会がきちっとチェックをしていくということができるといふふうになっているわけです。これは、これから議会のほうで、どう考えるかということになってくるかと思えますけれども、私は、その総合計画をつくる段階において、そこにですね、議会が入り込んでいくということは、余り好ましい状況ではないといふふうに思っております。

けれども、でき上がったものについて、議会がきちっと精査することとは必要ではないかといふふうには考えております。これは、議会のほうの問題ですから、議会のほうで話し合っていないかん問題だとは思いますが、それが筋ではないかと。もし、そうでないとしたら、それは議会のほうも、最初からかかわっていかなければならないんじゃないかなといふふうにも思っています。ちょっと、考え、まとまってませんが。そういうふうには思っていますので、ただ単に、じゃなくて、そういった法的な問題とかいうことも考えながらですね、ぜひともええ方向に進めていただきたいと、こういうふうには思いますので、よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、9番、松本正人君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

産業厚生常任委員長の報告を願います。

産業厚生常任委員長（岡村統正君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」1行目から6行目まで朗読）

初めに、受理番号5及び7につきましては、陳情内容が同じ趣旨のものでありますので、一括して審査をいたしましたので、あわせて御報告申し上げます。

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」8行目以降朗読）

以上、御報告申し上げます。

議長（藤原健祐君）

受理番号5、重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定（TPP協定）交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書提出に関する陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号5、重要5品目の聖域すら守れない環太平洋経済連携協定（TPP協定）交渉参加から直ちに撤退することを強く求める意見書提出に関する陳情書は、採択することに決定をいたしました。

受理番号7、TPP交渉からの撤退を求める意見書提出に関する陳情について、申し上げます。既に、同じ内容の陳情書が採択とされていますので、受理第7号、TPP交渉からの撤退を求める意見書提出に関する陳情は、採択とされたものとみなします。

次に、受理番号6号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出を求める陳情について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情について、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理第6号、子ども・子育て支援新制度をすべての
幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書提出を求める
陳情は、採択することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を、12日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後2時22分

